

松阪市PRプリントトラック 広告事業者募集

～全国を走る大型トラックで、地元松阪の魅力をPRしませんか～

日々国内を走る大型トラックで、松阪市のPRを
することができればもっと全国の皆様に松阪の名を
知ってもらえるはず！

そこで、松阪市は、県外輸送の大型トラックを所
有する事業者で、車体にプリントを施し、松阪のP
Rにご協力いただける方を募集します。



【募集要項】

1. 対象者 次の全てに該当する事業者
(1)松阪市内に輸送拠点のある事業所である
(2)大型トラックである
(3)日本国内の輸送に使用されているトラックである
2. 募集期間 令和2年6月12日（金）～6月30日（火）
3. 応募方法 裏面の応募用紙に必要事項を記載し、松阪市産業文化部
地域ブランド課宛てへ提出※令和2年6月30日必着
4. 事業者の決定 1事業者※応募多数の場合は抽選
5. 広告期間 令和3年3月31日まで
ただし、市と協議の上で、広告期間を過ぎてもプリント
トラックによる輸送を継続することができる。
6. 広告のデザイン デザインは松阪にちなんだもので、イメージアップに繋が
るもの。※市が指定するロゴ及びQRコード等も含む
7. 費用 プリントにかかる初期費用のうち、2分の1（上限30万円）
を市が広告費として支出します。
8. 問合せ先 松阪市産業文化部地域ブランド課
松阪市殿町1340-1 ☎0598-53-4129
✉brand.div@city.matsusaka.mie.jp

松阪市PRプリントトラック広告申込書

申込日 令和 年 月 日

事業所名	
代表者名	
住 所	
電話番号	
E-mail	
トラック プリント サイズ	側面 m × m 後面 m × m

【注意事項】**(費用について)**

プリントにかかる費用のうち、市負担分の請求については、トラック本体へのプリントが完了し、市の検査に合格した後、広告実施事業者から市へ請求書を提出してください。

広告開始後の一切の費用については、広告実施事業者の負担となります。

(義務)

プリントトラックの使用に当たって道路交通法及び労働基準法、その他関係省令を遵守するとともに、松阪市のイメージを損なうことのないよう配慮してください。

(損害のため生じた経費の負担)

広告実施事業者の過失により、発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）のため必要を生じた経費は、実施事業者の負担となります。